

県南広域振興局長告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成24年12月18日

県南広域振興局長 田村均次

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 花巻大曲線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市湯口字志戸平114番1地先から35番8地先まで	新	A 17.0~7.9 m	m 749.0
花巻市湯口字志戸平114番1地先から111番1地先まで		B 15.0~10.8	398.0
花巻市湯口字志戸平128番2地先から27番1地先まで		C 12.8~11.2	70.0
花巻市湯口字志戸平29番3地先から35番8地先まで		D 17.0~10.2	91.0
花巻市湯口字志戸平114番1地先から35番8地先まで	旧	A 17.0~7.9	749.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
 - (2) 期間 平成24年12月18日から平成25年1月18日まで